

(申請者の方へ)

不妊に悩む方への特定治療支援事業申請手続きについて

- ◎申請前に、申請窓口（お住まいを管轄する保健福祉（環境）事務所）に、申請内容・申請方法等について電話等で説明を受けてください。その後、下記書類を揃えて、申請してください。
- 助成の対象となるかどうか（治療内容や所得要件）について、または申請書類等で不明な点は、申請窓口にお問い合わせください。
- 助成の申請手続きは、治療終了日の属する年度内（3月31日）に、速やかに申請手続きをしてください。また、申請する際は、必ず事前に申請窓口にご連絡ください。治療終了日が3月中になる場合は、翌年度の4月30日まで受け付けますが、必ず、事前にご相談ください。

※右欄のうち、いずれか該当する婚姻関係の欄に「○」又は「△」と記載された書類を提出してください。

必要書類等	備考	法律婚	事実婚
① 不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書	○申請窓口を設置しています。 また、福岡県 HP からダウンロードできます。	○	○
② 不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書	○申請窓口を設置しています。 また、福岡県 HP からダウンロードできます。 ○治療を受けた指定医療機関に提出し、受けた治療内容や期間等についての証明書を発行してもらってください。	○	○
③ 医療機関発行の当該治療に係る領収書	②で証明された治療期間の領収書 ○入院費、食事代等治療に直接関係のない費用を除いたものです。 ○領収書原本の提出ができない場合は、写しを提出していただき、原本照合をして原本をお返しします。	○	○
④ 住民票謄本 (発行日から3か月以内のもの)	○市町村発行 ○続柄及び筆頭者の記載があるもの。 (ご夫婦の確認ができるもの) ○戸籍上のご夫婦であることの確認ができない場合は戸籍謄本が必要です。 (例えば、夫婦の住所が別の場合等) ○事実婚の夫婦であって、同一世帯でない場合は夫婦両人の住民票が必要です。	○	○
⑤ 戸籍謄本 (発行日から3か月以内のもの)	○法律婚の夫婦であって、住民票の写しで婚姻の事実が確認できる場合は提出不要です。	△	○
⑥ 夫婦の事実婚関係がわかる申立書	○事実婚夫婦であって、同一世帯でない場合は、その理由を記載してください。	×	○
⑦ 口座振替用紙	○申請窓口準備しています。	○	○
⑧ 振込口座等が確認できる書類	○預金通帳または口座等情報の写し *金融機関（銀行等） ○申請者（夫または妻）の名義の口座が必要です。	○	○

*①から⑧を申請窓口へ提出後、福岡県庁で書類審査を行います。助成承認決定は文書で通知し、届出口座に助成金を振り込みます。